

議第51号

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を 求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を
求めることについて

国土交通大臣から天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を求められたので、次のように意見を述べることにつき、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第4項の規定に基づき、議決を求める。

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画を変更することについて同意するが、工期にと
らわれず工期短縮に努め、早期完成を図られたい。

なお、今後、特に次の事項についても十分に配慮されたい。

- 1 天ヶ瀬ダムの建設（再開発）および淀川の河川改修等による放流能力の増強等に応じて、天ヶ瀬ダムおよび瀬田川洗堰操作規則を改正されたい。
- 2 天ヶ瀬ダムの建設（再開発）の工事期間中においても、琵琶湖の高水時における水位低下のための瀬田川洗堰操作に支障のないよう万全を期されたい。
- 3 琵琶湖治水事業の効果が効率的かつ安全に発揮されるよう、鹿跳溪谷を含む瀬田川の改修の計画的かつ着実な推進および大戸川ダムの早期整備に努められたい。